



Legal Support あいち だより 第3号

(社) 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部 21. 8. 19発行

こんにちは。「Legal Support あいちだより」です。第2号の発行から早くも1年近くが経過しました。この間、成年後見制度はゆっくりゆっくり、少しずつですが、みなさんの間に広がり浸透をしつつあります。

成年後見制度が運用される中で、皆さまにもっとリーガルサポートあいちを知っていただき、どんどんご利用いただければと願い、いくつかの活動の報告等を行っていきたくと思います。どうぞよろしく願いいたします。

成年後見相談会（無料）を開催します！！

リーガルサポートあいちと愛知県司法書士会の共催により、下記のとおり「成年後見相談会」を開催することとなりました。相談は無料ですので、ぜひご相談下さい。

日時 平成21年9月13日（日）午前10時～午後3時

①電話相談 専用回線 **052-683-9522**（相談会当日のみ）

※おかけ間違いのないようご注意ください。

②面談相談 事前予約が必要です。 定員になり次第締め切ります。

県内5カ所で実施いたします。最寄りの会場を選び、事前に各会場まで電話予約を入れて下さい。

相談場所	愛知県司法書士会館（名古屋市金山）	予約電話	052-683-6686
	西三河総合相談センター（岡崎市羽根町）		0564-58-0318
	東三河総合相談センター（豊橋市前田南町）		0532-54-5665
	一宮総合相談センター（一宮市大志一丁目）		0586-28-4838
	半田総合相談センター（半田市昭和町）		0569-32-8896

■なお、法律相談については、紛争の金額が140万円以下の民事事件に限ります。

通常の電話相談はこちらへ

リーガルサポートあいちでは、上記相談会のほかにも、電話でのご相談に対応しております。ご都合で上記「成年後見相談会」をご利用になれない方、相談会後に相談したいことができた場合などは下記相談もご利用下さい。

必要があれば出張相談（有料）も可能です。

電話相談対応日 毎週月曜日から金曜日（祝日除く）

午前10時から午後3時まで

受付電話番号 **052-683-6696**

（リーガルサポートあいち 事務局）



電話相談ではこんなご相談がありました

～施設利用者のご家族が、入所者の障害者年金を生活費として費消しているのですが～施設関係者から寄せられたご相談です。「知的障害の息子さんが施設に入所しています。障害者年金の受給をされており、その年金で施設利用料は支払い可能な計算ですが、自宅に住む両親が生活費に使ってしまい、施設利用料が滞納となっています。両親には、わずかな年金収入しかなく、息子さんの障害者年金を使わなければ生活できない状態です。どうすればよいのでしょうか」とのことでした。

「息子さんに支給される障害者年金は、息子さんのものであり、息子さんのために使われるべきものです。息子さんには、判断能力に応じた後見制度の利用をしていただき、後見人等に年金等の財産管理をしてもらい、ご両親には別に生活保護の手続きをとるなどの対策が必要ではないでしょうか。」が電話相談員の回答でした。

リーガルサポートあいちでは、後見等開始の申立のお手伝い、後見人等候補者の紹介、民事法律扶助制度を利用した費用の相談などをお受けします。リーガルサポートあいちまでお気軽にご相談下さい。きっとお役に立てることがあるはずです。

新しいリーフレットができました！！

成年後見制度をやさしく、チャートで紹介した新しいリーフレットができました。後見制度のご紹介にお役立て下さい。請求方法は、リーガルサポートあいちのホームページ URL <http://www.aba.ne.jp/~isaichi/> をご覧下さい。その他のパンフレットも各種取り揃えております。一部有料のものもありますが、皆様の勉強会などに使っていただければ幸いです。お問い合わせ、お申込みは下記リーガルサポートあいちへ。



成年後見に関する情報や研修会のお知らせなどをお知らせください

今後も成年後見に関する情報や研修会、催しなどお知らせしていきたいと考えております。みなさまからの情報をお待ちしております。

発行 社団法人
成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
(リーガルサポートあいち)

〒456-0018

名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号

愛知県司法書士会館内

TEL 052-683-6696

FAX 052-683-6288

